

陳情一覽表

平成29年6月5日(月)

陳情番号	件名	陳情者	付託委員会
陳情第3号	陳情書「消防団条例第17条に「現金で直接団員本人に支給する」と追記する事を求める事に関する陳情」	中津川市在住 伊藤 いくこ	総務企画委員会
陳情第4号	陳情書「中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準の改正を求める事に関する陳情」	中津川市在住 伊藤 いくこ	総務企画委員会

陳 情 文 書 表

平成 2 9 年 第 3 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

平成 2 9 年 6 月 5 日 （ 月 ）

受理番号	陳情第 3 号	受理年月日	平成 2 9 年 5 月 2 9 日
件名	陳情書「消防団条例第 1 7 条に「現金で直接団員本人に支給する」と追記する事を求める事に関する陳情」		
陳情者	中津川市在住 伊藤 いくこ	付 託 委 員 会	総務企画委員会
<p>(1) 要旨 消防団条例第 1 7 条に「現金で直接団員本人に支給する」と追記する事を求める。</p> <p>(2) 理由 現在、すべての団員手当は委任状により団員本人ではなく委任受任者に支払いがされており、その後民法 6 4 6 条に基づく支払いがされていない。 すべての団員は入団後、団長に委任しており、その後、分団長、又、福岡分団第一部では筆頭部長に新たに委任する為古い委任状は破棄されます。 前回、H 2 9 年 3 / 1 5 の総務企画委員会において、警防課長の説明によると団員は入団時に団長に委任しているとの事でしたが、新たな委任状にきりかわる為、団長には請求、受領、支出に係る権限はありません。 委任行為ができるのは受任者のみで、民法第 1 0 6 条により法定代理人以外は、民法第 1 0 4 条により本人の許諾を得なければ復代理人を選べません。 にもかかわらず、市は受任者に支払いをしなければならないはずが、委任されていない第 3 者の団会計に支払いをしています。 これは、個人情報保護制度 3 の (3) に違反しています。 委任状によるとりあつかいをやめ、団員の手当＝財産を守る為にも、消防団条例第 1 7 条に「現金で直接団員本人に支給する」と追記する事を求めます。</p>			

陳 情 文 書 表

平成 2 9 年 第 3 回 中 津 川 市 議 会 （ 定 例 会 ）

平成 2 9 年 6 月 5 日 （ 月 ）

受理番号	陳情第 4 号	受理年月日	平成 2 9 年 5 月 3 0 日
件名	陳情書「中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準の改正を求める事に関する陳情」		
陳情者	中津川市在住 伊藤 いくこ	付 託 委 員 会	総務企画委員会
<p>(1) 要旨</p> <p>① 運用基準に、訓練記録簿、及び警戒記録簿の提出を義務づける様、改正する事を求める。</p> <p>② 運用基準に、「朝練の禁止」「訓練に上限日数・期間・時間をもうけそれを追記する事」を求める。</p> <p>(2) 理由</p> <p>① 運用基準には訓練、及び警戒が手当の対象になっているにも関わらず、訓練及び警戒記録簿の提出が義務づけられていない。手当を正確に支給する為にも提出を義務づける様改正を求めます。</p> <p>② 運用基準(1)歳出予算案は20日とある。 苗木分団操法訓練グランド予約簿には4～6月の3ヶ月間予約してある。他の団のグランド利用履歴をみても40日以上操法大会訓練をしている。 災害現場への出動(火災、捜索等各分団数日)、秋季訓練(1日)、警戒(9月1日、年末夜警ほとんどの団が日をまたぐ為2日、3月1日)、大会(1日)。 1人あたり約50回程になると推測される。 これは予算案の2.5倍になる。 災害現場への出動は減らす事はできない。 警戒も火災への予防、抑止力にもなり重要である。 一方、春季操法大会訓練は、各団日数・時間も違う。団員の負担を考え「朝練の禁止」(静岡県では度重なる訓練により自殺者も出た)、又、税金の流出、各団の操作方法の均等化、平等化の為「訓練に上限日数・期間・時間をもうけそれを追記する事」を求める。</p>			